

④ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号）…〈必須〉

地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物，工作物）又は樹木について，景観重要建造物又は景観重要樹木として指定すべきものがある場合において，その基本的な考え方をあらかじめ示すものである。

ポイント

- ◆ 景観重要建造物及び景観重要樹木は，地域の景観形成上のシンボルとなる重要な建造物，樹木について，景観行政団体の長が指定。
 〈※景観重要建造物→67p参照，景観重要樹木→69p参照〉
- ◆ この方針に示すことができるもの

- ・地域の景観上の特性及び目指すべき将来の景観像からみて，どのような建造物又は樹木が重要であるのかを示す。
 - （例）建築物の形態意匠等，工作物の種類，形態意匠等，樹木の樹容，樹種等
- ◆ 景観重要建造物又は景観重要樹木は，この方針に則して指定する。
- ◆ 景観上の特性が異なる場合には，景観計画区域を区分して，その区分ごとに異なる考え方を示すことも考えられる。

〈景観計画に定める景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針の記載事例〉

項目	具体的な考え方（例）
建築物の形態意匠	(1) 本地域の伝統的な〇〇造り，〇〇形式の建築物を景観重要建造物とする。 具体的には以下の形態意匠を残しているものについて指定する。 ① 屋根 色（茶色・こげ茶色など），形状（傾斜屋根，切り妻など），素材（瓦など） ② 高さ 階数（2階建まで），伝統的な形態に増改築等が加えられていないこと。 ③ 壁面 色（本地域に伝わる伝統的な白壁，あるいは黒壁など） 素材（本地域に伝わる伝統的な漆喰，板壁などで構成されている。） (2) 公道から眺望できる建造物を景観重要建造物とする。 具体的には以下の形態意匠を残しているものについて指定する。 ① 屋根 色（〇〇），形状（〇〇），素材（〇〇） ② 高さ 階数（〇〇） ③ 壁面 色（〇〇） (3) 里山景観のシンボルとなる古民家等を景観重要建造物とする。
樹木の樹容，樹種等	(1) 地域の歴史的景観形成を代表するシンボリックな樹木を景観重要樹木とする。 樹種は〇〇〇とする。ただし，樹高〇m以上，幹周〇cm以上のものとする。 (2) 地域のふるさと景観を醸成する樹木を景観重要樹木とする。樹種は〇〇〇とする。 ただし，樹高〇m以上，幹周〇cm以上のものとする。

(他県の事例)

○景観重要建造物及び樹木の指定方針例

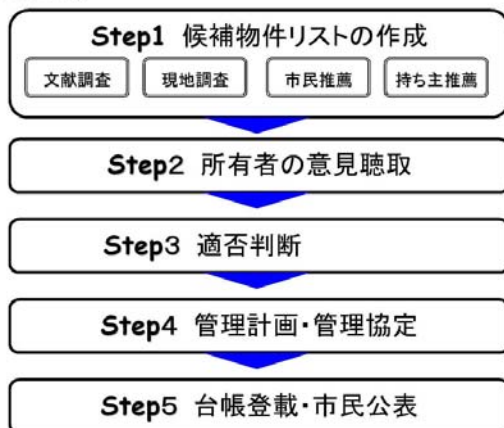
8-1 景観重要建造物及び樹木の指定の方針

8-1-1 指定の際の基本的な考え方

島内にある建造物ならびに樹木で、地域の良い風景を形成する上で重要な要素となっているものの内、次のいずれかに該当するものについては、所有者等の同意を得て、積極的に景観重要樹木・景観重要建造物に指定し保全を図ります。

- (1) 地域住民のシンボリック的存在となっている樹木や建造物(目印代わり、愛称で親しまれているなど)
- (2) 歴史上意味のある樹木や建造物(公式、非公式を問わず伝承されているもの)
- (3) 信仰上意味のある樹木や建造物(同上)
- (4) 良い風景が成立するために欠かすことのできない樹木や建造物
- (5) 「石垣市緑の戸籍簿」に記載されている樹木
- (6) その他市民からの申し出によるもので景観上重要であると判断できるもの

8-1-2 指定までの手順



★ポイント

所有者の意見をふまえながら、個々の物件に対して指定を行うため、指定に当たっての判断基準とあわせ、指定までの手順を示している。

(出典:「石垣市景観計画」より)

⑤ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第5号イ）…〈選択〉

屋外広告物は、良好な景観の形成に大きな影響を与えることから、景観計画と連動して、規制・誘導を行うため、景観計画に位置付けるものである。

ポイント

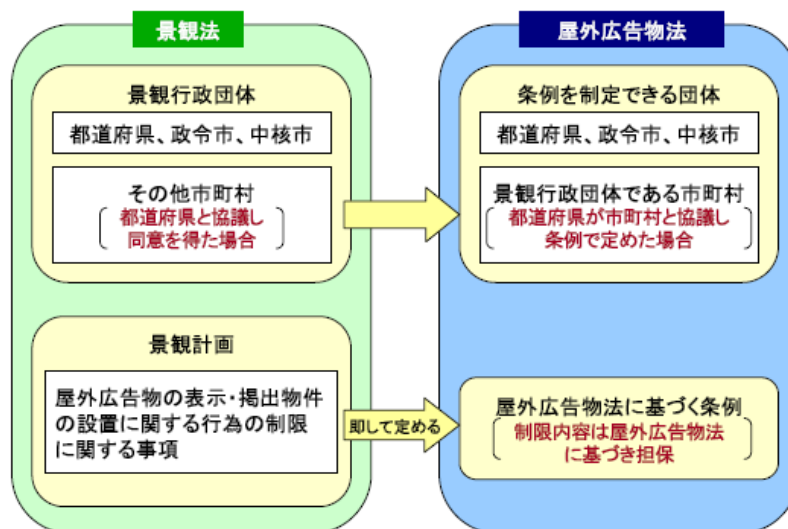
◆ 本事項に定めるものとして次のものが考えられる。

- ・ 対象とする屋外広告物
- ・ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置に関する行為の制限

留意事項等

- ◆ 屋外広告物に関する具体的な行為制限は、現地調査等により屋外広告物の表示及び掲出状況を把握し、問題点を整理した上で、規制方針（規制区域や許可基準等）を検討することが望ましい。
- ◆ 景観法の施行に伴い、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）を併せて改正し、景観行政団体が景観計画において本事項を定めた場合にあっては、当該景観計画を定めた景観行政団体の屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めることが可能となった。
- ◆ よって、指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体であれば県から当該条例の制定権限の移譲を受け、景観行政団体が屋外広告物行政と景観行政を一体的に行うことができる。
- ◆ 市町村が屋外広告物条例を定めることによって、規制する地域を限定した上で、良好な景観形成のため強化すべき規制内容をきめ細かく設定することが可能となる。具体的には、例えば、歴史的なまちなみが保全されているところでは、その地区に限定して、一切のはり紙・はり札を禁止することや、立看板も大きさだけでなく、表示又は設置する場合は、歴史的まちなみにふさわしい意匠・形態を指定するなどの細かい設定が可能であり、地域の創意工夫と自主的な管理が求められるところである。

○屋外広告物法との関係



(出典:国土交通省資料)

(県内市町村の事例)

※鹿児島市景観計画(抜粋)

第5章 屋外広告物の制限

本市は平成8年の中核市移行と同時に、公衆への危害防止、美観風致の維持保全に合わせて、景観形成も視野に入れた屋外広告物条例を制定し、屋外広告物行政を展開しています。

1. 屋外広告物条例に基づく景観形成

屋外広告物条例には、①市域を4地域に区分した4段階の規制 ②広告物の種類ごとの詳細な許可基準の設定 ③桜島への展望を阻害する広告物の禁止 等を盛り込むとともに、17年度に屋外広告業を届出制から登録制に変更し、法や条例に違反した業者に対する登録の取り消しや営業停止などに関する規定を設けています。このようなことから、屋外広告物条例に基づいて景観形成を進めていきます。

また、今後、屋外広告物の実態調査を行い、景観に配慮したそのあり方を検討し、積極的な規制・誘導を進めていきます。

2. 景観形成重点地区における取組

本市は、登録制とともに市民による違反広告物簡易除却制の取組を進めており、違反広告物や許可を得ていない広告物への対応を図っているところです。今後さらに、景観形成重点地区において、住民等とともに屋外広告物に関する基準などのルールを検討し、ルールに基づいた取組を進めていきます。

3. 屋外広告物条例施行規則で色彩の数値基準を設定

広告物の色彩は、建築物と同様に景観に大きな影響を与える要因となっていますが、現行の屋外広告物条例施行規則の色彩基準は、中間色又は同系統の色といった定性的な表現に留まっていることから、積極的な景観形成を図るために彩度などの数値基準を設定します。

出典：鹿児島市景観計画（抜粋）

⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準

(法第8条第2項第5号ロ、ハ) ・ ・ <選択>

景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置付け、景観上必要な整備に関する事項及び公共施設の占用許可の基準等に関する事項について定めるものである。

ポイント

◆ 景観重要公共施設とは

景観重要公共施設に指定できる公共施設は、道路、河川、都市公園、海岸保全区域等の海岸、港湾、漁港、自然公園における施設、その他施行令第2条で定める施設（特定公共施設）であり、次に示した施設となっている。（→70p参照）

景観重要公共施設に指定できる施設

以下の特定公共施設であって、良好な景観の形成に重要なもの

ア) 法律に定める公共施設（法第8条第2項第5号）

道路、河川、都市公園、海岸保全区域等に係る海岸、港湾、漁港、自然公園における施設

イ) 政令で定める公共施設（施行令第2条）

土地改良施設（土地改良法）、下水道（下水道法）、保安施設事業に係る施設（森林法）、市民緑地計画に係る市民緑地（都市緑地法）、雨水貯留浸透施設（特定都市河川浸水被害対策法）、砂防施設（砂防法）、地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設（地すべり防止法）

- ◆ 景観計画には、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等のうち良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項（法第8条第2項第5号ロ）と、これらの占用等の許可の基準（同号ハ）を定めることができる。
- ◆ これは、良好な景観の形成に当たって、公共施設が重要な要素の一つであることにかんがみ、当該景観重要公共施設の管理者と協議し、その同意の下に、景観計画にその整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることによって、公共施設とその周辺の土地利用を一体的に一の計画の中に位置付け、効果的に良好な景観形成を図ることを可能としたものである。
- ◆ 法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、特定公共施設の管理者から要請があった場合については、景観行政団体は要請を尊重し、速やかに必要な調整を行うべきである。

景観計画に定める事項

■ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当該景観重要公共施設の整備に当たって、景観上配慮すべき事項について定める。

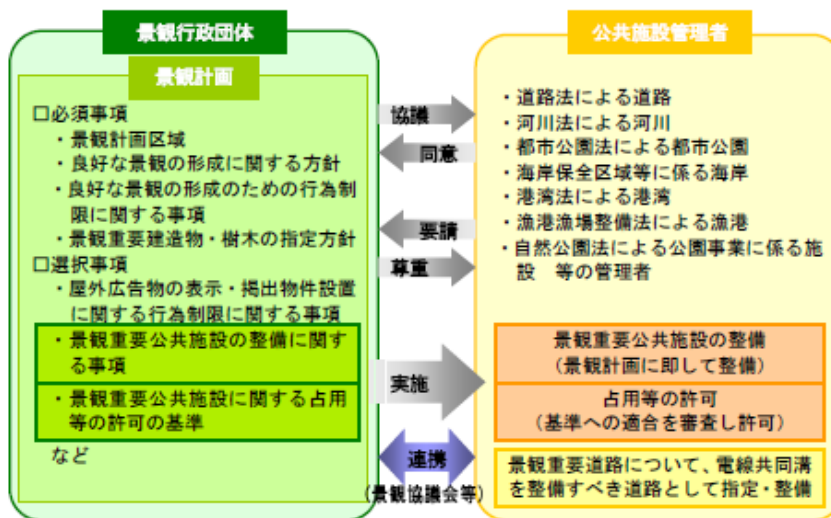
〔例〕 駅周辺等において風格のある道路整備を行う場合に、街灯や舗装等を景観に配慮したものとする等その整備に関する事項を定める 等

■ 景観重要公共施設の占用等の許可の基準〔占用許可の上乗せ基準〕

当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために必要な占用等の許可の基準を定める。

〔例〕 道路の占用の許可の基準、河川区域内の土地の占用、土石の採取等の許可の基準、海岸保全区域の占用、行為の制限等の許可の基準、港湾区域内の工事等の許可の基準、漁港区域内の工作物の建設等の許可の基準 等

景観行政団体と公共施設管理者との関係



出典:国土交通省資料

〔他県の事例〕

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観計画区域内にある道路や河川等の公共施設のうち、良好な景観の形成に特に重要なものについて、景観法第8条第2項五のロ及びハに基づき、景観重要公共施設と位置づけ、以下の方針に基づき、良好な景観形成を図ります。

(1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

①景観重要道路

ゾーン区分において、骨格となるシンボル景観を形成するための地区と位置づけられ、積極的な景観形成を図ることとされているシンボルゾーンのうち、シンボルロード沿道地区、宇部新川駅沖ノ山線沿道地区の2地区内の道路のうち、市道常盤通り宇部新川駅線および国道190号の一部、(都)宇部新川駅沖ノ山線については、景観計画区域内において良好な景観を形成するため、整備を行う際には、以下の事項に取り組むこととします。

- 歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- 中心部のシンボルとなる通りとして、風格ある景観の形成と商業地としてのにぎわいの創出につながる整備を行う。
- 潤いややすらぎある景観を形成するため、電線類の地中化を行うとともに、街路樹や植栽帯等を整備し、適正な維持・管理を図る。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物等による街並みが映えるデザイン、色彩に配慮する。

②景観重要河川

ゾーン区分において、骨格となるシンボル景観を形成するための地区と位置づけられ、積極的な景観形成を図ることとされているシンボルゾーンのうち、真縮川周辺地区における真縮川については、景観計画区域内において良好な景観を形成するため、整備を行う際には、以下の事項に取り組むこととします。

- 中心部のオアシスとなる空間として、安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。
- 市街地内のオープンスペースとして、周辺地域からの見え方や河川敷等から周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正に維持・管理を図る。

(2) 景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの

①道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

景観重要道路内において公衆電話などの工作物(以下、工作物等という)の道路占用の許可を行う場合は、以下の事項に配慮することとします。

- 工作物等の設置にあたっては、各地区の景観形成の方針を妨げないように努める。
- 工作物等の形態や色彩等は、沿道の建築物とのバランスに配慮し、調和のとれたものとする。

②河川法第24条の許可の基準

景観重要河川内において河川占用の許可及び工作物等を設置する場合は、以下の事項に配慮することとします。

- 地区の景観形成の方針を妨げないように努める。

出典:山口県宇部市「景観計画」から抜粋

⑦ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号二) …〈選択〉

景観計画区域のうち農業振興地域(※)内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができるが、その計画の策定に関する基本的な事項を定めるものである。

※農業振興地域…農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第6条第1項の規定により指定された地域。

ポイント

- ◆ 農山村においては、自然の造形を背景として、気候風土に適した形で農林業を営む中で、それぞれの地域に固有の個性ある美しい景観がつくられてきた。このような地域の景観を保全・創出するための施策を講じるためには、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する観点をも有する計画(景観農業振興地域整備計画)が必要となる。

〈景観農業振興地域整備計画→73p参照〉

- ◆ 本事項は、農業振興地域において、それぞれの地域のアイデンティティとなるような魅力ある景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を示すものである。

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項(例)

基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全・創出すべき地域の景観の特色 ・ 保全・創出すべき地域の範囲 ・ 魅力ある景観を保全・創出するための方針 等
景観農業振興地域整備計画を策定するメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用についての勧告(法第56条)→74p参照 ・ 農地法の特例(法第57条)→74p参照 ・ 農振法の特例(法第58条)→75p参照

(他県の事例)

○景観農業振興地域整備計画の策定についての基本的な事項(例)

第5章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
(景観法第8条第2項第5号)

水郷風景計画区域の大部分を農業振興地域が占めています。また、内湖や水路の水面、ヨシ原と一体となった水田、農村集落は重要な景観構成要素です。

風景計画策定にあたっては、農業用倉庫の規模、意匠など農業の営みと景観への配慮を両立することの難しさが課題となっています。また、一部の田畑では放棄地や農地からの転用が進みつつあり、良好な田園風景の損失が危惧されます。

このようなことから、農業と調和した景観保全、再生、創出を図るため、景観農業振興地域整備計画の策定を行っていきます。

5-1. 農村における保全・創出すべき地域の景観の特色

本区域の風景の特色は、水（内湖、水路、川）、水田、ヨシ群落、山際にある伝統的な農村集落、そしてその背景に位置する里山からなる要素が存在します。

特に、今日でも、ヨシ群落やその合間を複雑に走る水路、琵琶湖最大の内湖、そして水路を利用したヨシ産業や水田農業は全国的にも貴重な風景であります。

また、過去に琵琶湖や川など水とともに生活してきた面影が残る地域もあり、本市域の中でも原風景を残している代表的な地域でもあります。

5-2. 魅力ある農村景観が広がっている地域の範囲

本区域全域において農村景観が広がっています。また、本区域内の農地及び集落の大半が農業振興地域に指定されています。

(図 2-10、図 2-11 参照)

5-3. 農村における魅力ある景観を保全するための方針

美しい里山や水郷の自然、また伝統や歴史を感じる家並みの保全を図り、全体が調和した一体感のある風景づくりを進めます。

① 風景や自然環境と調和した美しい郷づくり

- ・ 水郷と一体感のある水田（稲作）、景観作物（菜の花等）等の作付けを保全
- ・ 計画的な農地保全対策の推進（耕作放棄地の発生防止）
- ・ 景観に配慮した農業用倉庫等のガイドライン整備

② 水路やヨシ群落を保全、再生等を行い歴史に映える郷の再生

- ・ 景観に配慮した農業用道路、排水路、揚水機、排水機等の整備による水辺環境の再生
- ・ ヨシ群落の保全

③ 次世代に誇れる郷づくり

- ・ 五感で感じる農業の推進

(出典:近江八幡市水郷風景計画より)

⑧ 自然公園法の許可の基準（法第8条第2項第5号ホ）…〈選択〉

国立・国定公園の特別地域，特別保護地区及び海中公園地区内で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について，景観計画において，良好な景観の形成に必要な上乘せの許可基準を定められるようにしたものである。

ポイント

- ◆ 国立・国定公園の区域内に自然景観と一体となった集落が存在する場合等，景観計画区域と国立・国定公園の区域の一部は重複する可能性がある。
本事項は，自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく自然景観の保護の措置と併せ，景観法に基づく良好な景観の形成促進のための措置が相互に連携，調整を図りつつ一体的に行われるよう，国立・国定公園の特別地域，特別保護地区及び海中公園地区内で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について，景観計画において，良好な景観の形成に必要な上乘せの許可基準を定められるようにしたものである。
- ◆ この基準を定めることで，景観計画に位置付けられた国立公園や国定公園内における建築物の新築等について，景観上支障があれば許可しないことができる。

上乘せ許可基準として考えられるもの

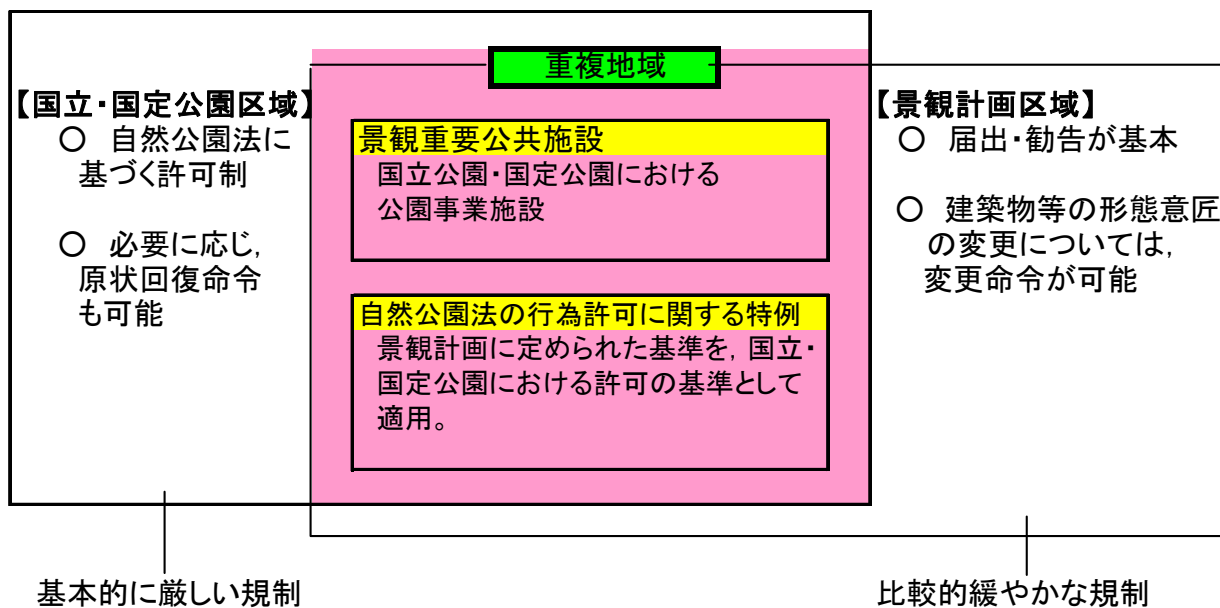
自然公園法に基づく規制について上乘せの許可基準を景観計画に定める。

- 工作物の新築又は増改築
（例）工作物の高さをそろえる，工作物の壁面線をそろえる 等
- 広告物類の掲出若しくは設置又は広告類の工作物等への表示
（例）広告物等の色彩，意匠及び規模を統一する 等
- 屋根，壁面，塀，橋，鉄塔，送水管等の色彩の変更
（例）色彩を統一する 等

留意事項等

- ◆ 当該上乘せの許可基準を定める際には国立・国定公園の区域内であることのみを理由として，これらの公園外と比較して特に厳しく規定することがないよう留意する必要がある。
- ◆ 自然公園区域部分について，景観計画に自然公園法の特例を位置付けることにより，自然公園区域内外にわたって一体的に，景観を形成するための基準を定めて運用していくことが可能となっている。
- ◆ このため，景勝地やリゾート的な用途が見られる自然公園区域や，市街地に近接して自然公園区域があるような地域などについて，積極的に活用していくことが想定される。

(参考) 自然公園法と景観法との関係



< 景観計画に定める自然公園法の許可の基準の記載事例 >

許可基準の上乗せが可能な行為	対象	許可基準
広告物等	店舗、事務所、住宅、別荘、保養所 その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するもののうち、複数の内容を表示する広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・その表示面の面積の合計が〇㎡以下であること ・広告物等の色彩は、自然公園地域にふさわしいアースカラーとし、〇〇色、〇〇色、〇〇色、〇〇色を基本とする。
工作物の新築・改築又は増築	分譲地等以外の場所における集合別荘又は保養所の新築、改築又は増築	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建築物の高さが〇m（その高さが現に〇mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること ・屋根は地域の伝統的な〇〇屋根とし、色は〇〇色を基本とする。

関連する部局との連携

- ◆ 景観法は、「都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進」することを目的としており、その対象は、都市、農山漁村、自然公園区域等の広範な地域に及ぶものであることから、関係する各部局との連携により、円滑かつ一体的な効果の発現が望まれる。

特に、法において措置されている「景観重要公共施設」、「景観農業振興地域整備計画」、「市町村森林整備計画の変更」、「自然公園法の特例」については、景観担当部局と、それぞれ担当する公共施設担当部局、農政担当部局、林務担当部局、自然環境担当部局との連携により、積極的に活用することが望ましい。

- ◆ 都市計画担当部局との連携

都市部においては、都市計画担当部局との連携を図るべきである。法においては、第3章において、都市計画である景観地区の規定、景観地区に準ずる規制を行う準景観地区の規定、都市計画である地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する規定を定めており、都市計画手法を良好な景観形成のための主要な規制誘導手法として位置付けているところである。このため、景観担当部局と都市計画担当部局が、緊密に情報交換を図り、相乗的な効果をねらいとして連携して施策の実施を行うことにより、良好な景観形成の効果の効率的かつ効果的な発現が可能となるものであるので、特に積極的な連携を図ることが必要である。

- ◆ 建築担当部局との連携

景観の要素として建築物が大きく影響することから、建築担当部局との連携を図るべきである。例えば、建築基準法（昭和25年法律第201号）第50条に基づく条例や地区計画等の建築条例の活用、総合設計制度や一団地認定制度、連担建築物設計制度の適用に当たっての景観上の配慮など、同法に基づく各種規制誘導措置との連携や役割分担を図ることが望ましい。

- ◆ 緑地保全・緑化担当部局との連携

良好な景観の形成を図る上で、重要な景観資源である緑地や樹木の保全、都市緑化の推進を図ることが有効であることから、緑地保全・緑化担当部局との連携を図るべきである。

- ◆ 屋外広告物担当部局との連携

景観の阻害要因となりうる屋外広告物の規制誘導は、良好な景観の形成に極めて重要であることから、屋外広告物担当部局との連携を図るべきである。

- ◆ 教育委員会との連携

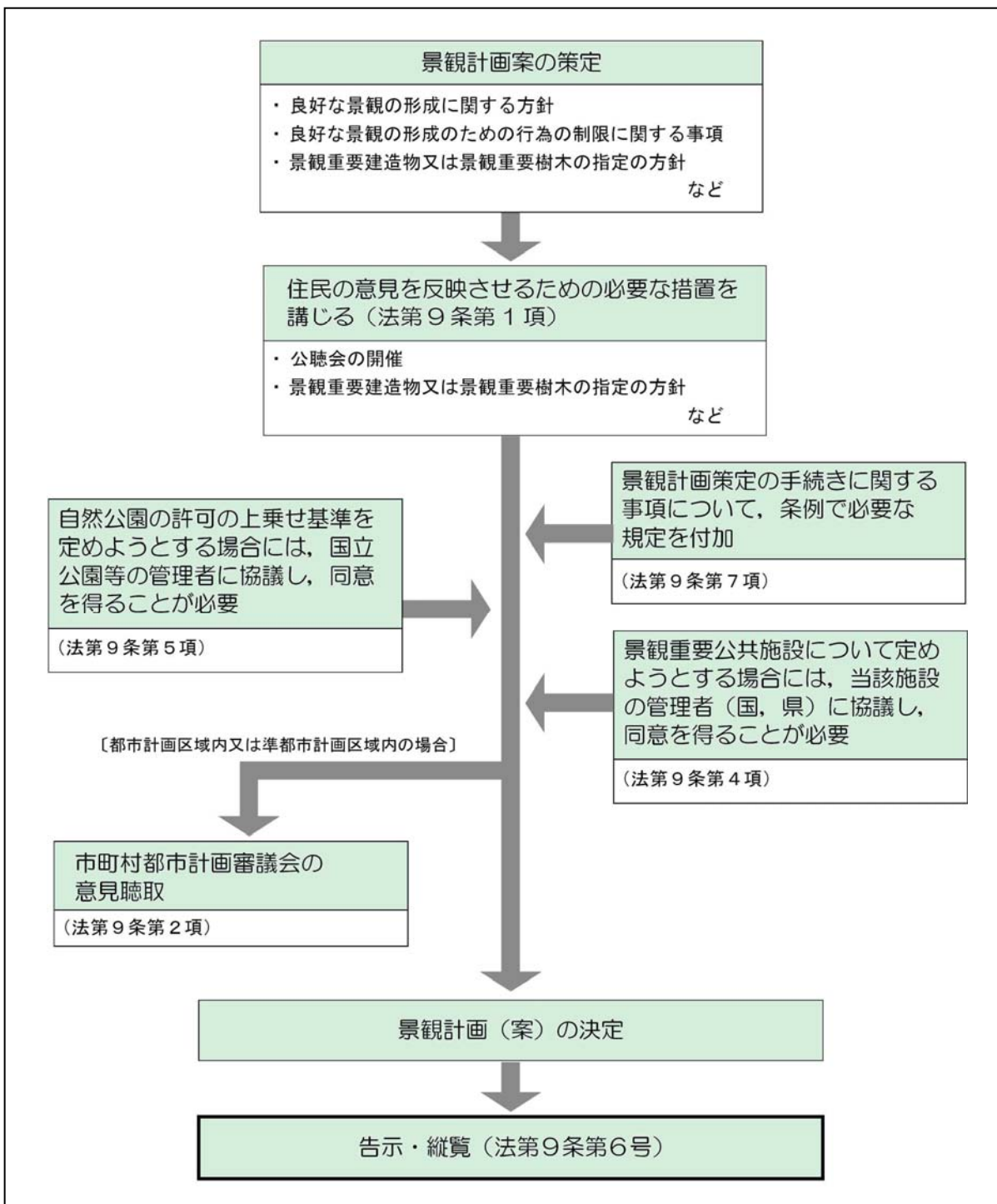
文化財保護法の一部を改正する法律（平成16年法律第61号）により、文化財の一類型として「文化的景観」が創設されたところであるが、このうち、重要文化的景観は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第134条第1項の規定により、景観計画区域又は景観地区が指定されている地域から、都道府県又は市町村の申出に基づき文部科学大臣が選定することとされているものであり、文化財保護の観点からの都道府県又は市町村の教育委員会の要請・協議等がある場合には、連携を図りつつ、必要な規制誘導施策について、積極的に検討するべきである。

(3) 法定の手続等

① 景観計画策定までの流れ

景観法によると、景観行政団体は景観計画を定めようとするときには、あらかじめ、公聴会の開催、説明会の実施等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分については、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされている。また、必要に応じて景観審議会を設置し、その議を経ることとすることも可能である。

以下に、景観計画策定にあたっての法的手続等を示す。



② 景観計画図書

ア 計画図

ポイント

- ◆ 景観計画区域については、景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成 16 年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第 1 号）第 2 条において、計画図により表示することとされている。
- ◆ 当該計画図は、「土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図面」とし、具体的な縮尺まで一律に定めていないが、これは、例えば、景観計画区域が行政区域全域にわたる場合等、詳細な図面でなくとも区域が確定できる場合もあることを想定したものであり、通常は、景観計画区域を明示的に表示できる縮尺の図面を使用することが望ましい。
- ◆ 景観計画区域や制限内容を異にする景観計画区域内の地区の境界付近においては、土地に関し権利を有するものが自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるように、行政区域界等で明確になっている場合を除き、区域を明示的に表示する観点から原則として縮尺 2500 分の 1 程度の計画図とするべきである。

イ 景観計画図書

下記に景観計画図書の例（イメージ）を示す。

＜景観計画図書の構成＞	
第 1 章	景観計画の区域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画の区域設定の考え方 ・ 景観計画区域 ・ 計画図（原則として 1 / 2500 程度の図面を別途添付する）
第 2 章	良好な景観の形成に関する方針
第 3 章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
第 4 章	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
第 5 章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
第 6 章	景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準
第 7 章	景観農業振興整備計画の策定に関する基本的な事項
第 8 章	自然公園法の許可の基準